

○財務省告示第七十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年  
度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外  
輸入数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量  
は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

二十四万七千八百五十五トン

二 冷凍牛肉

二十七万九千二十九トン

2 平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象  
外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十三万五千九百二十トン

二 冷凍牛肉

十一万千六百九十四トン